

新型コロナウイルス感染症5類移行後の登園に関する対応について

令和5年5月8日より、新型コロナウイルス感染症が5類感染症に移行されました。そのため、発症した後の登園の流れや登園停止期間が次のように変更になります。

1. 園児本人がコロナ・インフルエンザに感染した場合

再登園までの流れ

- ① 新型コロナウイルス感染症・インフルエンザの症状が発症
- ② 医療機関を受診（コロナ・インフルエンザが陽性と診断される）
- ③ 園へ電話で「受診結果」「再登園予定日」等の報告
- ④ 「新型コロナウイルス感染症・インフルエンザ報告書」を園から受け取るか、川茂保育園ホームページからダウンロードし、園に提出

新型コロナウイルス感染症・インフルエンザの出席停止期間

発症した後5日間を経過し、かつ、症状が軽快（解熱）した後1日間を経過するまで

※発症した日を0日目として数えます

※「症状が軽快」とは解熱剤を使用せずに解熱し、かつ、呼吸器症状が改善傾向にある事を指します。

| 園児の発症 | 発症 0日目 | 発症 1日目 | 発症 2日目 | 発症 3日目 | 発症 4日目 | 発症 5日目 | 発症 6日目 | 発症 7日目 |
|---------------------|-----------|-----------|-----------|-----------|-----------|-----------|-----------|-----------|
| 発症1日目に 症状が軽快した場合 | 発症 | 軽快 | 軽快後 1日 | | | | 登園 可能 | |
| 発症2日目に 症状が軽快した場合 | 発症 | | 軽快 | 軽快後 1日 | | | 登園 可能 | |
| 発症3日目に 症状が軽快した場合 | 発症 | | | 軽快 | 軽快後 1日 | | 登園 可能 | |
| 発症4日目に 症状が軽快した場合 | 発症 | | | | 軽快 | 軽快後 1日 | 登園 可能 | |
| 発症5日目に 症状が軽快した場合 | 発症 | | | | | 軽快 | 軽快後 1日 | 登園 可能 |

2. 親や兄弟など、同居者がコロナ・インフルエンザに感染した場合

同居者がコロナ・インフルエンザに感染し、かつ、園児が健康である場合の登園自粛期間

感染者の症状が軽快（解熱）した後1日間を経過するまで

| ご家族の発症 | 発症 0日目 | 発症 1日目 | 発症 2日目 | 発症 3日目 | 発症 4日目 | 発症 5日目 | 発症 6日目 | 発症 7日目 |
|---------------------|-----------|-----------|-----------|-----------|-----------|-----------|-----------|-----------|
| 発症1日目に 症状が軽快した場合 | 発症 | 軽快 | 軽快後 1日 | 登園 可能 | | | | |
| 発症2日目に 症状が軽快した場合 | 発症 | | 軽快 | 軽快後 1日 | 登園 可能 | | | |
| 発症3日目に 症状が軽快した場合 | 発症 | | | 軽快 | 軽快後 1日 | 登園 可能 | | |

川茂保育園における感染症対策の変更点について

| | 変更前 | 変更後 |
|---|---|--|
| ① | 登園時に検温を行う | 行わない 毎日のご家庭での検温はルクミーで入力 |
| ② | 状況に応じてマスク着用を推奨 | マスクの着用については求めず、各自の判断 |
| ③ | 各クラスでの手洗い時にはペーパータオルを使用 | 各自ループタオルを用意して使用 |
| ④ | 1時間に2回換気 | CO2濃度を計測しながら必要に応じて換気 |
| ⑤ | 保育・行事をクラス単位で行う | クラス合同での活動も行う |
| ⑥ | 食事の時はアクリル板で仕切る | アクリル板は使用しない |
| ⑦ | バス内の運転手と園児間をビニールシートで仕切る | バス内のビニールシートは使用しない |
| ⑧ | 発熱で園をお休みした際、解熱後24時間以上経過していない場合には登園自粛をお願い | <u>解熱後24時間を待たず、園児の症状が回復している場合には登園可能</u> ※ただし登園前に、園に必ず連絡して登園の相談をしてください。園児の様子で判断をします。 |
| ⑨ | 園児が薬を必要とする場合には登園を控えていただく | <u>症状が軽快し、医療機関から登園を許可されている場合には、登園可能</u> ※ルクミーの連絡帳より「投薬」を右にスイッチし「薬の内容」「通院内容」を記入してください。「薬の内容」には「食後に一錠」などの投薬方法を記入してください。 ※薬はカバンなどに入れず、必ず朝の先生に手渡ししてください。 |
| ⑩ | 体調不良による欠席の場合には復帰の際に「体調不良による欠席及び登園復帰届」を提出していただく | <u>「体調不良による欠席及び登園復帰届」は廃止する</u> |
| ⑪ | 園児の同居者がコロナ・インフルエンザ等の5類感染症に感染した場合「症状が軽快(解熱)した後3日を経過するまで」を登園自粛期間とする | <u>園児本人が健康である場合には</u> 、同居者が「症状が軽快した後1日を経過するまで」を登園自粛期間とする |